

『市民税・県民税申告の出張相談』

回覧

平成31(2019)年度の市民税・県民税申告の出張相談及び申告書の受付を次のとおり行います。

(前橋市役所 市民税課)

会 場	南橋市民サービスセンター（公民館）ホール
日 時	平成31年2月5日（火） 午前9時30分～午後4時まで

※整理券の配布は、当日の午前8時30分から会場の入り口で行います。

◎お待ちいただく時間を短くするため、下記の割振りにご協力をお願いします。

午 前	上細井町 下細井町 北代田町 下小出町 上小出町 龍蔵寺町 青柳町
午 後	荒牧町 日輪寺町 川端町 田口町 関根町 川原町 南橋町

◎なお、ご都合により、当日相談できない方は、下記会場へおいでください。

	市民税課 (市役所2階34番窓口)	大胡・宮城・粕川・富士見 各支所の税務課
申告受付会場 設置期間	平成31年2月18日（月）から平成31年3月15日（金） (土・日を除きます。なお、下記の日曜日は申告受付します。)	
日曜受付	2月24日(日)、3月3日(日)	3月3日(日)
受付時間	午前9時～午後5時	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時00分

◎市民税・県民税の申告が必要な方

* 今年1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方

ア) 給与・公的年金以外の収入(営業、農業、不動産、配当など)がある

イ) 年末調整をした給与所得以外の所得金額が20万円以下

ウ) 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、その他各種控除の申告をする

エ) 昨年、勤務先を退職された後、再就職をしていない

オ) 勤務先から前橋市に給与支払報告書が提出されない

カ) 昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない

キ) 公的な遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ

ク) 他市町村に居住している方の、税法上の扶養になっている

など

上記に該当する方でも、所得税の確定申告をされる方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

公的年金等の受給者の方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、医療費控除等で還付申告を受ける方を除き所得税の確定申告は必要ありません。

しかし、以下の場合は市民税・県民税の申告が必要です。

* 公的年金等の源泉徴収票に記載されている扶養親族や社会保険料(年金支給の際に差し引かれているもの)

の他に社会保険料(納付書や口座振替等による支払いのもの)、生命保険料、医療費や扶養控除など所得控除の追加がある

* 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある

裏面にマイナンバーの記載についてのお知らせがありますので必ずご確認ください。

①市民税・県民税申告書への申告者、 事業専従者及び扶養親族等のマイナンバーの記載

マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。



・申告書提出の際は、番号確認と身元確認が必要となりますので、個人番号カード又は、通知カードと身元確認書類をお持ちください。なお、事業専従者や扶養親族等の番号確認及び身元確認書類は不要ですが、申告者が個人番号を確認し、記載してください。

・郵送で申告書を提出する場合は、個人番号カード(両面)又は、通知カードと身元確認書類のコピーを同封してください。

・申告者本人以外の方が申告書を提出する場合は、郵送と同様にコピーを添付してください。

②医療費控除の申告には「医療費控除に関する明細書」 の添付が必要です

「医療費控除に関する明細書」の作成をしてから申告にお越してください

○医療費控除に係る改正事項

(1) 医療費控除に関する明細書を添付することとされました

平成30年度の市民税・県民税申告から医療費控除を申告する場合は、これまでの領収書の添付または提示に代えて、医療費控除に関する明細書を添付することとされました。

※ 2020年度の市民税・県民税申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。

※ 医療費控除に関する明細書の記入内容を確認するため、法定納期限の翌日から5年間、市から領収書(医療費通知に係るものを除く)の提示または提出を求めることがあります。領収書は自宅等で保管してください。

※ 医療費控除に関する明細書は、市民税課、各支所税務課、市民サービスセンターにあります。

また、前橋市ホームページからもダウンロード・印刷ができます。

(2) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入費用を支払った場合に、1年間(※3)の購入費用の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限は8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除できる特例が創設されました(従来の医療費控除との選択適用になります)。この特例の実施は5年間(2021年12月末まで)です。

※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

※2 医師の処方が必要であった医療用から転用された、薬局で購入できる市販の医薬品。かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

※3 今回の申告における対象期間は平成30年1月1日から同年12月31日までの購入分

《確定申告書用紙について》

昨年、確定申告書を提出した方には、申告用紙の送付に代えて「確定申告のお知らせ(ハガキ)」が送付されます。確定申告書や収支内訳書等が必要な方は、国税庁のホームページからダウンロードしていただくか、前橋税務署へ電話にてお取り寄せください。

・国税庁HP: <https://www.nta.go.jp>

・前橋税務署: 027-224-4371(音声案内で「0」)

【問い合わせ先】

前橋市役所 市民税課

電話(直通): 027-898-6203